

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第17条に基づく案の縦覧結果

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 逗子都市計画用途地域の変更
- (2) 逗子都市計画地区計画の決定（沼間三丁目公共公益施設整備地区地区計画）

2 縦覧期間及び意見書提出期間

令和元年7月3日（水）から令和元年7月24日（水）まで

3 縦覧場所

逗子市環境都市部環境都市課

沼間小学校区コミュニティセンター

小坪小学校区コミュニティセンター

4 縦覧者数（逗子市環境都市部環境都市課分）

- (1) 0 名
- (2) 0 名

5 意見書

- (1) 0 通
- (2) 0 通